

教総政第1375号

令和3年3月31日

枚方市

市長 伏見 隆 様

枚方市教育委員
教育長 奈良



地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づく
事務の補助執行に関する協議について（回答）

令和3年（2021年）3月31日付け政革第65号にて協議のあった件について、下記のとおり同意します。

記

1. 内容

(1) 補助執行させる事務

スポーツ基本法第13条に基づく学校施設の利用に関する事

(2) 補助執行させる職員

教育委員会の事務局職員又は教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員

2. 施行時期

令和3年4月1日

以上



政 革 第 6 5 号
令和 3 年 (2021 年) 3 月 31 日

枚方市教育委員会
教育長 奈良 渉 様

枚方市長 伏 見



地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づく
事務の補助執行に関する協議について（協議）

標記の件について、下記のとおり協議します。

記

1. 協議内容

(1) 補助執行させる事務

スポーツ基本法第 13 条に基づく学校施設の利用に関すること

(2) 補助執行させる職員

教育委員会の事務局職員又は教育委員会の所管に属する学校その他の教育機
関の職員

2. 施行時期

令和 3 年 4 月 1 日から施行する。